



《会計・税務の知識》 エンジェル税制(起業特例)の概要

はじめに

エンジェル税制は、スタートアップに投資するという基本概念がありますが、令和5年度の改正により、大きく「起業特例(設立1年未満)」と「起業後特例(設立1年以上)」という2つのエンジェル投資の優遇措置が分かれることとなりました。

今回は、「起業特例(設立1年未満)」に焦点を当て、経済産業省の資料に基づき内容を解説します。

1. 令和5年度改正後のエンジェル税制概要

エンジェル税制の概要

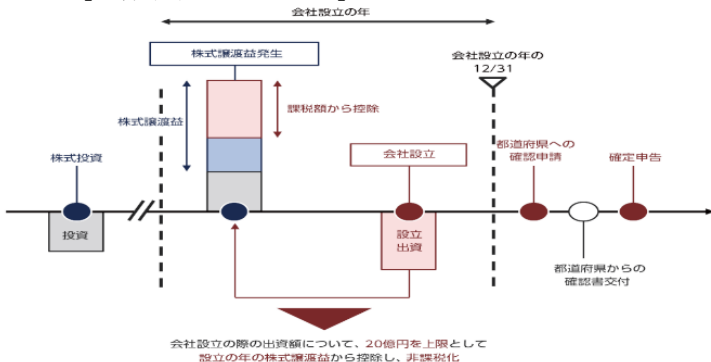


措置の種類	控除対象	控除先	措置内容	控除上限額	設立年数	外部資本比率
起業特例	企業設立時の自己資金による出資額全額	その年の株式譲渡益から控除	非課税	上限なし(非課税となるのは20億円の出資まで、それを超える分は課税繰延)	1年未満	1/100以上
優遇措置A	(対象企業への投資金額2,000円)	その年の税所得金額から控除	課税繰延	税所得金額×40%と800万円のいずれか低い方	5年未満	1/6以上
優遇措置A-2				上限なし	10年未満	1/20以上
優遇措置B				上限なし	5年未満	1/20以上
プレシード・シード特例	対象企業への投資額全額	その年の株式譲渡益から控除	非課税	上限なし(非課税となるのは20億円の出資まで、それを超える分は課税繰延)	5年未満	1/20以上

令和5年度税制改正にて「プレシード・シード特例」も創設され、今まで実質課税の繰延措置であったエンジェル税制が、一定の要件を満たす場合には、譲渡益20億円までの非課税措置にバージョンアップされるイメージとなります。

2. 起業特例の概要

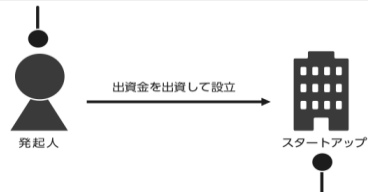
【起業特例のイメージ】



会社設立の際の出資額について、20億円を上限として設立の年の株式譲渡益から控除し、非課税化

【個人及び対象企業の要件】

- 個人Ⅰ 設立した会社の発起人であること
- 個人Ⅱ 設立した会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人及びその親族等でないこと
- 個人Ⅲ 金銭の払込みにより株式を取得していること



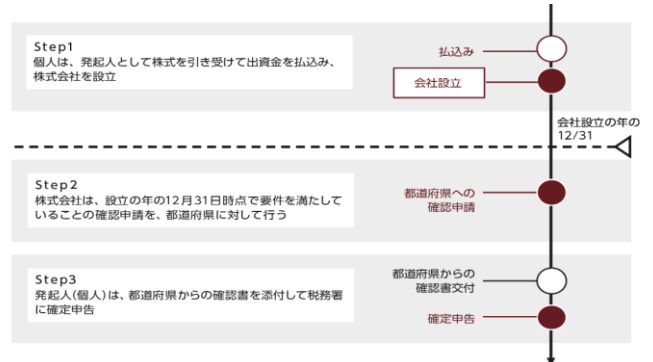
- 企業Ⅰ 設立1年未満の中小企業者であること
- 企業Ⅱ 次の設立経過年数(事業年度)毎の要件を満たすこと

設立経過年数	要件
設立年数1年未満かつ最初の事業年度を未経験	①常勤の研究者あるいは新事業活動に従事する2人+それが常勤の役員・従業員に占める割合≥10% ②事業計画 ^{※1} (販管費 ^{※2} の対出資金額比率>30%の見込みを記載)を有する
設立年数1年未満かつ最初の事業年度を経過	①同上 又は ③試験研究費等 ^{※3} の対収入金額比率>3% ④販管費 ^{※3} の対出資金額比率>30%

※1: 事業の将来における成長発展に向けた事業計画 ※2: 最初の事業年度における金額 ※3: 前事業年度における金額

- 企業Ⅲ 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を1/100以上取り入れている会社であること
- 企業Ⅳ 大規模法人グループの所有に属さないこと
- 企業Ⅴ 未登録・未上場の株式会社であること
- 企業Ⅵ 風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと
- 企業Ⅶ 他の事業者から譲り受けた事業を主たる事業としていないこと

【起業(設立)から確定申告までの流れ】



会社を設立後、都道府県に対して、設立の年の12月31日時点で税制適用の要件を満たしていることの確認申請を行います。都道府県は確認後、スタートアップへ『確認書』を交付し、この確認書をスタートアップは発起人へ提出し、発起人が確認書を確定申告の際に税務署へ提出して手続きが完了します。

おわりに

本件は令和5年4月1日以降の再投資に適用されません。対象企業要件のうち、会社設立時点で販管費の出資比率30%要件を満たすことが求められており、出資額が多額になると達成が厳しい要件となり、今後この要件がどこまで緩和されるかも注目されます。

(担当: 高橋)

文中図: 経済産業省 HP エンジェル税制・企業に対する措置引用